

令和7年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：行政法【必須】

第1問 行政手続法14条1項が定める理由の提示について、以下の各問いに答えなさい。

(1) 理由の提示の趣旨を述べるとともに、求められる理由の程度について、「処分基準」という言葉を用いて説明しなさい。(20点)

(2) 処分取消しの訴えが提起された場合、行政庁は処分時に提示した理由を取消訴訟係属中に差し替えることは許されるか、論じなさい。(30点)

第2問 都市計画法上の用途地域指定決定の処分性が争われた以下の最高裁判決（最判昭和57年4月22日民集36巻4号705頁）を素材としつつ、処分性拡大の意義と問題点について、公法上の確認訴訟に言及しながら論評しなさい。

(50点)

「都市計画区域内において工業地域を指定する決定は、都市計画法八条一項一号に基づき都市計画決定の一つとしてされるものであり、右決定が告示されて効力を生ずると、当該地域内においては、建築物の用途、容積率、建ぺい率等につき従前と異なる基準が適用され（建築基準法四八条七項、五二条一項三号、五三条一項二号等）、これらの基準に適合しない建築物については、建築確認を受けることができず、ひいてその建築等をすることができないこととなるから（同法六条四項、五項）、右決定が、当該地域内の土地所有者等に建築基準法上新たな制約を課し、その限度で一定の法状態の変動を生ぜしめるものであることは否定できないが、かかる効果は、あたかも新たに右のような制約を課する法令が制定された場合におけると同様の当該地域内の不特定多数の者に対する一般的抽象的なそれにすぎず、このような効果を生ずるということだけから直ちに右地域内の個人に対する具体的な権利侵害を伴う処分があつたものとして、これに対する抗告訴訟を肯定することはできない。もつとも、右のような法状態の変動に伴い将来における土地の利用計画が事実上制約されたり、地価や土地環境に影響が生ずる等の事態の発生も予想されるが、これらの事由は未だ右の結論を左右するに足るものではない。なお、右地域内の土地上に現実に前記のような建築の制限を超える建物の建築をしようとしてそれが妨げられている者が存する場合には、その者は現実に自己の土地利用上の権利を侵害されているといえることができるが、この場合右の者は右建築の実現を阻止する行政庁の具体的処分をとらえ、前記の地域指定が違法であることを主張して右処分の取消を求めることにより権利救済の目的を達する途が残されていると解されるから、前記のような解釈をとつても格別の不都合は生じないというべきである。

右の次第で、本件工業地域指定の決定は、抗告訴訟の対象となる処分にはあたらないと解するのが相当である。」

以 上

令和7年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：民法【選択】

以下の3問のうち、2問を選んで解答しなさい（配点各50点）。

第1問

Bは、甲建物を、Aから購入して自己名義に所有権移転登記をし、その後、Cに売却した。しかし、Cへの所有権移転登記はされず、甲建物はB所有名義のままとなっている。他方で、Dは、甲建物の敷地である乙土地を競売により取得した。乙土地には甲建物のための敷地利用権は設定されていない。Dは、誰に対して、甲建物の収去と乙土地の明渡しを請求することができるかについて、論じなさい。

第2問

Eは、2020年5月1日、Fに対し、100万円を利息年5%、弁済期を1年後の約定で貸し付けたが、弁済期が到来した後もFは全く弁済しないままであった。Fは、2027年6月1日、Eに対し、「利息を免除してくれれば、借りた100万円を分割して支払う」という手紙を送った。Eは、同年8月1日、Fに対して貸金の返還を請求した。Eの請求が認められるかについて、論じなさい。

第3問

Gは、Hから、Hが所有する屋外駐車場の1区画（丙土地）を、賃料1か月あたり2万円で賃借した。丙土地には、Iが無断で建築資材をおいていた。そのため、Gは、丙土地を駐車場として使用することができずにいる。このとき、Gは、Iに対し、どのような請求をすることができるかについて、論じなさい。

令和 7 年度北海道大学大学院公共政策学教育部
入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：国際法【選択】

以下の問 1、問 2 について答えなさい。

問 1 国際法上の管轄権について、「主権内在説」と「特定権限説」という言葉を使って、詳しく説明しなさい。(40 点)

問 2 以下の①および②について、詳しく説明しなさい。(各 30 点)

- ① 国連国際法委員会
- ② 主権免除